

# 広告宣伝車に対する規制について(諮問)

## 1 広告宣伝車に対する現行の都の規制

### ➤ 道路交通安全の確保（車体利用広告共通）

自動車の外面に表示し又は設置してはならない広告物等（都屋外広告物条例施行規則別表第3）

- ① 電光表示装置等により映像を映し出すものなど、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物等
- ② 運転者をげん惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物等
- ③ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物等

### ➤ 広告デザインの質の確保

デザイン自主審査制度の導入（同第1条）

### ➤ 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと（同別表第3）

### ➤ 道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域にあるもの（都外ナンバー）は、条例の適用対象外。（同第13条第2号ハ）

## 2 都内における広告宣伝車の走行状況

- 派手な色遣いや過度な発光を伴う広告宣伝車が都内の繁華街を走行
  - 都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化の問題
- 都の実態調査（令和5年2月）
  - 走行していた広告宣伝車はすべて都外ナンバーのもの

### **【課題】**

広告宣伝車に対する都の規制が、実態とそぐわない面が現れている



都外ナンバーの広告宣伝車に対する都条例の適用について検討が必要

## 3 主な検討項目（案）

- 広告宣伝車の現状分析
- 交通安全面・デザイン面の検討
- 規制の方法